

## 第2号議案

# 令和6年度 事業計画（案）

## 事業大綱

### 「未来を切り拓く」

#### 事業計画基本方針

土地家屋調査士としての誇りを胸に、会員間の絆を尊び、資質の向上に努める。

「下請けの手続き屋」から「不動産の医師的存在」へ

政府は人口減少を前提とし、手続き業務については一層の簡略化とAI化を推し進めている。加えて、所有者不明土地問題に始まり相続登記の義務化など様々な法改正が行われ、我々資格者の役割も当然に変化が求められている。また、近年の新型コロナウイルス感染症にまつわる混乱や、ウクライナ情勢、そして能登半島をはじめとする各地の地震等、様々な事象により、国民の生活にも多大な影響が出ている。このような変化は一見して苦難にも見えるが、逆に新たな制度に参画する機会でもあり、これまでに我々が培ってきた知識や技術は、確実に未来を切り拓く武器になるはずである。よって、このように先が見えない中、我々資格者がいかにして国民に奉仕していくのか見極めが必要であり、正しく未来を選択すると共に、その未来に適応すべく研鑽していかねばならない。

また、それと同時に土地家屋調査士の地位向上は必要不可欠であり、社会的信用を強固なものにしなければならない。国民の財産である不動産に精通するアドバイザーの第一人者として、あるいは災害時に職能を生かした貢献をするなど、頼られる存在として国民の間に浸透するよう制度広報にも努めなければならないと考える。

しかしながら、現状において会員数は減少傾向にあり、社会のニーズに応えられる体制として盤石とは言い難いのも事実である。この現状を打破するためには新たな人材を確保し育成することも必要である。土地家屋調査士が魅力有る資格として認知され、若者が憧れる職業の一つとなることは容易ではないが、広報に力を入れると同時に、我々一人一人が職業人として誇りを持って日々の業務に当たることも依頼人を通しての大切なPRとなるであろう。

今こそ会員の帰属意識を高め、土地家屋調査士としての誇り、矜持を今一度自覚すべきである。制度の維持は連合会のみが行うものではなく、土地家屋調査士一人一人の仕事と人となりにかかっている。よって、会員一人一人が危機感と決意を持ち、改めて土地家屋調査士の存在意義を世に知らしめ、会員一丸となって共に未来を切り拓いていくことを願うものである。

## 1. 総務部

- (1) 関係法令の研究及び諸規定の整備
- (2) 苦情処理、紛議の調停 及び 事故処理に関する対応と、その予防のための会員の指導
- (3) 日調連、中部ブロック協議会（担当国会議）、法務局 及び友好団体との連絡関係団体との間での協議会等の開催を通じた連絡や協議を行うことにより、諸問題の解決を図る。
- (4) 事務局体制の充実  
グループウェアの導入などによる事務局業務の円滑な実施を図る。
- (5) 非調査士による登記申請の調査 及び 非調査士行為の予防活動  
法務局の囑託による非調査士の調査については、引き続き社会事業部にその実施を委託する。
- (6) オンライン会議の円滑な運用を図る。

## 2. 財務部

健全な財政の維持についての取り組み  
業務関連図書の定期購入

- (1) 4月上旬 令和5年度収支決算、監査会の開催
- (2) 10月上旬 中間監査、予防接種開始（助成の対象）
- (3) 10月下旬 連合会親睦ゴルフ大会（助成の対象）
- (4) 11月下旬 健康診断開始（助成の対象）
- (5) 令和7年2月 次年度予算編成会議開始
- (6) 令和7年4月上旬 令和6年度収支決算、監査会の開催
- (7) 中部ブロック協議会担当国会議への参加、情報収集

## 3. 業務部

- (1) 業務部
  - ア) 日調連からの情報収集
  - イ) 中部ブロック協議会担当国会議への参加、情報収集  
(具体的には、中六担当国会議の協議方針に基づく)
  - ウ) 法務局との意見交換
  - エ) 自治体との意見交換
  - オ) 会員への情報発信
  - カ) その他
    - ①会ホームページの業務部関連見直し
    - ②自治体所有の空中写真データ等の収集
- (2) 業務関連委員会
  - ア) 業務関連PT
    - ①登記基準点について
    - ②業務部通信の発信
  - イ) 資料管理PT
    - ①資料収集
    - ②保管資料の整理
    - ③使用報告書の管理

## 4. 研修部

研修を通してお互いを尊敬し切磋琢磨する意識の醸成を目指す

- (1) 本会定例研修の企画、運営
- (2) 本会新人研修の企画、運営
- (3) 特別研修の検討、企画、運営
- (4) 他会との相互研修の受講支援

- (5) 他の部等の企画による研修の支援
- (6) 支部研修の支援
- (7) 新人自主研修会の支援
- (8) 登録前研修の支援
- (9) CPDの運用、管理
- (10) 過去の研修会に関する記録映像の活用方法についての検討
- (11) 年次研修の企画、運営
- (12) 中部ブロック協議会担当者会議への参加、情報収集

## 5. 広報部

- (1) 広報委員会
  - ア) 会報「おたより」の発行
  - イ) 7月・10月、会館月例、その他の無料登記相談会開催による制度広報
  - ウ) 新聞広告等の媒体による制度広報
  - エ) 学生、転職希望者を対象とした制度広報
    - “土地家屋調査士になりませんか”をテーマにポスターでアピールする。
    - お仕事図鑑掲載によりアピールする。
  - オ) 調査士グッズによる制度広報
- (2) ホームページPT
  - ア) ホームページの運営と更新作業（リニュアル含む）
  - イ) ホームページ掲載内容の精査作業
- (3) 中部ブロック協議会担当者会議への参加、情報収集

## 6. 社会事業部・ADRセンター

- (1) 中部ブロック担当者会議への参加、情報収集（中六担当者会議の協議方針に基づく）
- (2) 非調査士による登記申請の調査（法務局からの調査委嘱）
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法への対応（市町の対策協議会への情報収集、参画活動）
- (4) 所有者不明土地問題への対応（市町の対策協議会への情報収集、参画活動）
- (5) 財産管理人制度への対応
- (6) 業務受託者選定に関する事務処理手続きの運営
- (7) 筆界特定調査委員・表題部所有者不明土地\_所有者等探索委員の名簿等管理
- (8) 対外的な無料登記相談会への人員派遣調整と情報収集
- (9) ADR特別研修への協力
- (10) 相談票等の検証
- (11) 「境界問題相談センターふくい」における調停手続きの運用
- (12) 無料相談会・境界紛争解決支援制度（ADR）・筆界特定制度（法務局）・弁護士会との連携強化
- (13) 相談マニュアル、ADRセンター規則の見直し
- (14) オンラインADR（ODR）の検証

## 7. 研究所

- (1) 第一部会
  - ・郡村取調規則、租税課改正掛報告の研究対象の解読
  - ・上記研究結果の報告
- (2) 第二部会
  - ・本会HPで公開した戦災・震災復興区割図を調査士業務で更に活用する方法の研究
  - ・近年機材が安価となってきたネットワーク型RTK測量の精度検証を行う研究
  - ・現地作業効率化の技術としてモバイル端末によるLidarを活用した調査士業務への研究

(3) 第三部会

・事務所経営について、以下の点の研究を行う。

① 事務所の形態（法人化を含む）

② 事業承継（廃業会員からの各種資料や情報の引継ぎ等を含む）

(4) 中部ブロック担当者会議への参加、情報収集